

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月30日 07時30分ごろ
発生場所	広島県呉市大崎下島南方沖 鴨瀬灯台から真方位106° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 08.0′ 東経132° 48.3′)
事故の概要	漁船大進丸は、北北東進中、また、漁船最福丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大進丸、3.14トン HS3-28272（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 最福丸、2.83トン HS3-28460（漁船登録番号）、個人所有 第270-45721号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船首部防舷材に凹損 B 左舷船首部防舷材に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、引き縄漁を操業し、約1ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により北北東進していた。 船長Aは、右舷後部甲板で船尾方を向いて腰を掛け、仕掛けを巻き上げている手元を見ていたところ、船首方から衝撃を受け、B船と衝突したことを知った。 船長Aは、船体に左足を打ち付け、左膝打撲を負った。 船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、引き縄漁の目的で、漁場に向けて約9knの速力で手動操舵により南進中、船長Bが、船首方に2隻の漁船を視認し、左舷船首方を航行中のA船には気付かなかったものの、船首方の漁船まで、まだ距離があるので大丈夫と思い、操舵ダイヤルを舵中央として速力を約6knに減じ、右舷船尾甲板で船尾方を向いて腰を掛け、仕掛けの準備をしていたところ、A船と衝突した。

	<p>船長Bは、舵中央としたはずの操舵ダイヤルが、左にずれていたの で、徐々に左回頭していたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、引き縄漁を行いながら北北東進中、船長Aが、船尾方を向 いて腰を掛け、仕掛けを巻き上げている手元に意識を向けて航行を続 けたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考え られる。</p> <p>B船は、南進中、船長Bが、船尾方を向いて仕掛けの準備を行いな がら航行を続けたことから、徐々に左回頭していることに気付かず、 A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が引き縄漁を行いながら北北東進中、B船が南進 中、船長Aが、仕掛けを巻き上げている手元に意識を向けて航行を続 けたため、接近するB船に気付かず、また、船長Bが、船尾方を向い て仕掛けの準備を行いながら航行を続けたため、徐々に左回頭してい ることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、 次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他船を見落としている可能性も考慮し、継続して周囲 の状況を確認するなど、適切な見張りを行うこと。 ・操業中であっても、周囲の見張りを行って接近する他船の早期発 見に努め、必要に応じて衝突を避けるための措置をとること。 ・操業中は、救命胴衣を着用すること。